

事務連絡
令和 5 年 8 月 31 日

各都道府県知事 殿
各救助実施市長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号に基づく災害救助法の迅速な適用について

本年も、震度 6 強を観測した石川県能登地方を震源とする地震や、多数の浸水被害等をもたらした梅雨前線・台風による豪雨など大規模な災害が発生している。今後の気候変動の影響も踏まえ、自然災害の更なる激甚化・頻発化が懸念されているなか、災害発生時には、被災者の一日も早い生活再建が強く求められることから、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）を迅速に適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る必要がある。

法の適用対象となる災害については、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第 1 条において、①市町村等の人口規模に応じて一定数以上の住家滅失が生じた災害（令第 1 条第 1 号から第 3 号。以下「住家滅失基準」という。）、②多数の者が生命又は身体への危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、多数の者が避難して、継続的に救助を必要とする災害（令第 1 条第 4 号。以下「4 号基準」という。）を規定しているところ、災害の規模によっては、住家被害の確定に一定の期間を要し、発災後直ちに住家滅失基準（①）に該当するか否かを判断することが困難な場合もある。

このため、内閣府では、発災時に迅速な判断が可能な 4 号基準（②）による法適用を積極的に推進すべく、都道府県知事及び救助実施市長（以下「都道府県知事等」という。）に対し必要な助言等を行ってきたところであるが、今般、4 号基準の適用を積極的に検討すべきと考えられる場合の具体例を下記のとおり整理したので、参考にされたい。

なお、下記は、都道府県知事等において 4 号基準の適用を積極的に検討すべきと考えられる場合を一例として示したものであって、下記以外の場合に 4 号基準の適用を排除する趣旨ではないことにご留意いただきたい。また、法の適用にあたりご不明な点等ある場合には、随時、内閣府宛てにご相談いただきたい。

記

下記の 1 から 3 をすべて満たす場合、又は、1 を満たし、かつ、2 又は 3 のいずれかを満たす場合は、法による応急的な救助が必要であると考えられるため、4 号基準に基づく法の積極的な適用についてご検討いただきたい。

1. 「都道府県災害対策本部」及び「市町村災害対策本部」が設置されていること。

<考え方>

都道府県災害対策本部・市町村災害対策本部は、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合」に、「防災の推進を図るため」に設置できることとなっているところ（災害対策基本法（昭和 32 年法律第 228 号）第 23 条第 1 項、第 23 条の 2 第 1 項）、「被災者の保護」と「社会秩序の保全」を目的とする法を適用するうえでは、都道府県及び市町村において災害対応のための体制が確保されていることが必要不可欠であるため、各災害対策本部が設置されていることが必要と考えられる。

2. 災害により、現に住家被害が発生している、又は、発生する（発生している）蓋然性が高いこと。

<具体的なチェック項目の例>

- ・ 現に住家被害が発生している ⇒ 都道府県知事等において、直接又は間接を問わず、住家被害（倒壊・流出・浸水等）が発生した事実を覚知していること
- ・ 住家被害が発生する蓋然性が高い ⇒ 気象の状況から災害の切迫性が高まっていること（少なくとも、気象庁から「特別警報」が発令され、又は、市町村長から「緊急安全確保」が指示されている場合には適用を検討）
- ・ 住家被害が発生している蓋然性が高い ⇒ 震度 6 以上の地震が発生したこと
など

<考え方>

- ・ 法による救助対象は、「災害が発生」した市町村内において、当該災害により「被害を受け」「現に救助を必要とする者」とされているため（法第 2 条第 1 項）、「現に住家被害が発生している」、又は、「発生する（発生している）蓋然性が高い」場合は、法による応急的な救助が必要であり、4号基準の適用を検討すべきと考えられる。
- ・ その際、面的な広がりを持つ災害（地震、浸水等）の場合には、1棟でも住家被害が発生した事実があれば、その周辺の住家にも同様の被害が生じている蓋然性が高いことから、都道府県知事等において、直接又は間接を問わず、そうした事実を覚知している場合は、4号基準の適用を検討すべきと考えられる。
- ・ 特別警報は、「予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に発令され（気象業務法第 13 条の 2 第 1 項）、また、緊急安全確保は、「災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合」に指示される（災害対策基本法第 60 条第 3 項）こととなっており、住家被害が発生する（発生している）蓋然性が高いことから、少なくとも、これらが発令・指示されている状況下では、4号基準の適用を検討すべきと考えられる。
- ・ 「震度 6」以上の地震においては、何らかの住家被害が発生する（発生している）蓋然性が高いことから、4号基準の適用を検討すべきと考えられる。

3. 原則として避難所が開設され(*)、避難生活が継続すると見込まれること。

<具体的なチェック項目の例>

- ・ 一定規模の住家被害が発生していること

(*) 避難所が開設されていない場合でも、大規模な停電・断水、集落の孤立等が発生した事実を都道府県知事等が覚知し、かつ、それらの復旧・解消に一定期間を要することが見込まれること

など

<考え方>

- ・ 災害が発生したときは、遅滞なく、避難所を供与することが自治体の責務とされているところ（災害対策基本法第 86 条の 6）、実際に「避難所が開設」され、かつ、「避難生活が一定期間継続すると見込まれる」場合は、法による応急的な救助が必要であり、4号基準の適用を検討すべきと考えられる。
- ・ 「一定規模の住家被害が発生している」場合は、避難生活が継続する蓋然性が高いことから、4号基準の適用を検討すべきと考えられる。
- ・ 電力会社等からの情報、今後の気象予測、人的・物的資源の状況等から、大規模な停電・断水、集落の孤立等が発生しており、かつ、それらの復旧・解消に一定期間を要すると見込まれる場合は、多数の者が継続的に救助を必要とする(*)蓋然性が高いことから、4号基準の適用を検討すべきと考えられる。

(*) 災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成 25 年内閣府令第 68 号）第 2 条第 1 号

以 上

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、中村
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）

参照条文

○災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）（抄）

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

2 （略）

○災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）（抄）

（災害の程度） ※別表 1～4 は略

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。

○災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成 25 年内閣府令第 68 号）（抄）

（令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準）

第二条 令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- 二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

○災害対策基本法（昭和 32 年法律第 228 号）（抄）

（都道府県災害対策本部）

第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2～8 （略）

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2～8 （略）

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 （略）

2 （略）

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4～8 （略）

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）（抄）

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2～4 （略）

5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

○気象業務法施行令（昭和 27 年政令第 471 号）（抄）

（特別警報）

第五条 法第十三条の二第一項の規定による特別警報は、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種類	内容
気象特別警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する特別警報
地震動特別警報	地震動に関する特別警報
火山現象特別警報	噴火、降灰等に関する特別警報
地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報
津波特別警報	津波に関する特別警報
高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇に関する特別警報
波浪特別警報	風浪、うねり等に関する特別警報

○気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁 HP より）

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風を中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断。

○津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準（気象庁 HP より）

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置付ける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）を特別警報に位置付ける）
地震	（地震動）震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4）を特別警報に位置付ける）

○震度とゆれの状況（気象庁 HP より）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/shindo/shindo-gaiyo.png>

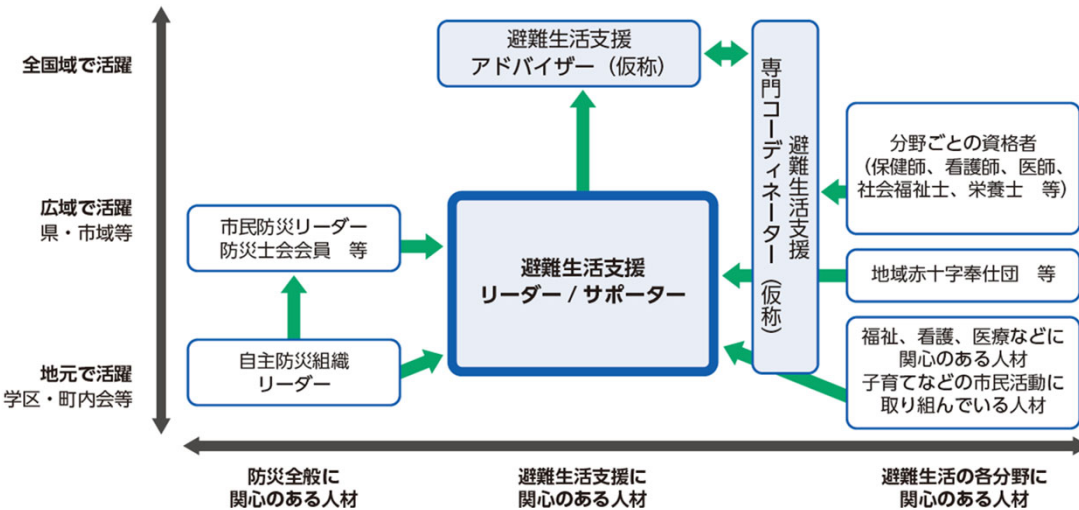
「避難生活支援リーダー／サポーター」研修について（令和4年度～）

（「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築）

- 内閣府では、災害の激甚化・頻発化等により避難生活が長期化する中、地域のボランティア人材に、**避難生活環境改善のための知識・ノウハウを身につけてもらうためのモデル研修を令和4年度から開始。**
- こうした取組を通じて地域のボランティア人材の発掘・育成を図り、発災時には行政職員や支援者等と連携してもらい、**良好な避難生活環境の確保を図ることにより、「災害関連死・ゼロ」の実現を目指す。**

避難生活支援リーダー／サポーターとは

避難生活支援リーダー／サポーターの位置づけ



避難生活支援リーダー／サポーター研修（令和5年度）

研修プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンド講座（事前視聴） ・基礎講義、グループ討議、演習 など、研修期間2日間
研修実施地区	<ul style="list-style-type: none"> ・館林市（群馬） ・島田市（静岡） ・瀬戸内市（岡山） ・八代市（熊本） ・箕輪町（長野） ・岡崎市（愛知） ・広島市（広島） ・計10地区 ・関市（岐阜） ・三木市（兵庫） ・嘉麻市（福岡）



研修テキスト



グループ討議



避難所の環境改善演習

令和5年度スケジュール

R5年度前半

- 研修の先行実施（広島市）
- 研修カリキュラム・テキスト検討
- 研修実施自治体等との調整

R5年度後半

- 研修の実施（他9地区）
- 研修アンケート結果等の分析
- 次年度に向けた改善検討

- 来年度の研修について、自治体・関係団体等での開催を促すための検討（内閣府の役割・研修主催自治体等に対する支援の検討）
- アドバイザー研修等の位置付け・枠組みの検討

- 研修修了者の認定、データベース、マッチングの仕組み検討・構築

- 「避難生活支援リーダー／サポーター」とは、避難所運営の基本的スキルを習得し、**自治体や支援者等とともに、避難所の生活環境向上に率先して取り組むことができる人材**
- 当該人材を各地域で発掘・育成するために、内閣府主催の「避難生活支援リーダー／サポーター研修」を全国で開催

⇒ これ以外にも、さらにスキルアップを行い全国域での活躍が期待される「避難生活支援アドバイザー（仮称）」や、各分野の有資格者であり避難生活支援のスキルを習得した「避難生活支援専門コーディネーター（仮称）」を育成するための仕組み・研修プログラムも、引き続き、関係者や各分野のニーズ等も踏まえて検討

避難生活支援リーダー／サポーター研修（令和5年度：10地区）



○ 令和5年度は、各県に公募を行った上で、以下10県（市町村）を選定

【注】「※」記載のある県は、昨年度（令和4年度）に続いて2年連続で研修実施

都道府県名	群馬県※	長野県※	静岡県	愛知県※	岐阜県	兵庫県	岡山県※	広島県	福岡県	熊本県
実施市町村	館林市	箕輪町	島田市	岡崎市	関市	三木市	瀬戸内市	広島市	嘉麻市	八代市
実施日（予定）	2/10(土)、 11(日)	2/3(土)、 4(日)	12/16(土)、 17(日)	1/20(土)、 21(日)	11/11(土)、 12(日)	2/17(土)、 18(日)	10/28(土)、 29(日)	6/17(土)、 18(日)	3/9(土)、 10(日)	10/14(土)、 15(日)
市町村の人口規模	7.4万人	2.5万人	10万人	38万人 (中核市)	8.5万人	7.5万人	3.6万人	120万人 (政令市)	3.3万人	12万人
参加呼びかけ予定の団体・組織	群馬県社会福祉協議会、館林市社会福祉協議会、日本防災士会群馬県支部、ぐんま地域防災アドバイザー（館林市在住者）、日本赤十字社群馬県支部、DMAT、DWAT、DPAT等の災害時支援チーム（所属医療機関）、館林市内の自主防災組織、館林市防災士連絡会等	自主防災組織（町内15行政区）、防災士連絡会、日赤奉仕団、町社会福祉協議会、町防災会議/避難所環境向上専門委員会、町消防団、長野県災害時支援ネットワーク（長野県社会福祉協議会、長野県NPOセンター、長野県生活協同組合連合会等）、日本赤十字社長野県支部、日本防災士会長野県支部等	県内各大学（静岡大学、静岡県立大学、常葉大学、聖隷クリストファー大学）、島田市社会福祉協議会、静岡県DMAT事務局、静岡DWAT事務局、災害ボランティアコーディネーター等	日本赤十字社、NPO、ボランティア団体、あいち・なごや強靱化共創センター、教育機関、企業等	清流の国ぎふ防災・減災センター、関市災害ボランティア連絡調整会議、岐阜県災害ボランティア連絡会、岐阜県社会福祉協議会、岐阜県共同募金会、岐阜県民生委員児童委員協議会、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県災害派遣福祉チーム（岐阜DWAT）等	兵庫県防災士会、三木防災リーダーの会、日本赤十字社兵庫県支部、ひょうご防災リーダー養成講座の修了者等	日本赤十字社岡山県支部、県及び実施市町村社会福祉協議会、日本防災士会岡山県支部、災害支援ネットワークおかげやま、「災害時における被災者支援ボランティア協定」締結先16大学等	自主防災会、防災士、消防団員、大学生、中学生防災士等	防災士会、NPO、社協、ボラセン等	市登録防災士制度に登録のある防災士等
							【済】	【済】		【済】



八代市モデル研修の実施報告について

実施概要

主催：内閣府 共催：熊本県 八代市

日時

1日目：令和5年10月14日(土)10:00～16:00
2日目：令和5年10月15日(日)10:00～16:00

会場

太田郷コミュニティセンター
(〒866-0825 熊本県八代市井上町601番地の1)

研修講師

- ・辛嶋 友香里氏 ピースボート災害支援センター／現地コーディネーター
- ・山中 弓子氏 親子支援・災害看護支援 てとめっと／看護師
- ・山根 一毅氏 大阪YMCA



研修概要

① オンデマンド講座の受講

1	人材育成の必要性	村上威夫氏(内閣府(防災担当)参事官)
2	支援者としての心構え、姿勢	栗田暢之氏(JVOAD)
3	災害「支援」の基礎知識	阪本真由美氏(兵庫県立大学大学院教授)
4	避難所における基礎知識	辛嶋友香里氏(PBV)、 関真由美氏(日本赤十字社医療センター)
5	被災者への配慮とニーズ対応	辛嶋友香里氏(PBV)
6	避難所運営の知識とスキル①	浦野愛氏(RSY)
7	避難所運営の知識とスキル②	浦野愛氏(RSY)、辛嶋友香里氏(PBV)
8	日常からの取り組みの重要性	三谷潤二郎氏(倉敷市)松岡武司氏(倉敷市社協)
参考	参加者の声	令和4年度モデル研修実施地域の自治体職員及び参加者の感想

避難生活支援
リーダー／サポーター研修
「災害関連死・ゼロ」を目指して
災害時の避難生活の環境向上に貢献できる
地域の人材を育成します

近年、災害の多発や避難の長期化に伴う災害関連死の増加がますます懸念されています。そのため、避難生活の環境向上に関わる地域の様々な立場の協力が不可欠です。そこで、被災者とのコミュニケーションや具体的な環境向上のためのスキルを体系的に学ぶことができる研修を実施します。

この研修では、
①オンデマンド講座(動画視聴)の受講と、
②避難所運営演習(2日間)にご参加いただけます。

詳細は裏面へ！

① オンデマンド講座
eラーニングシステムで、各7、8コマ、1コマ20分程度の講義。
② 避難所運営演習 2日間の演習を通して、避難生活の環境向上のためのスキルや被災者とのコミュニケーションの基礎などを学びます。

③ 研修テキスト、eラーニングシステムの無料利用、パスワードは、申込受付後メールで送付いたします。
④ eラーニングシステムでの動画視聴が難しい方は、研修3年10月4日(土)13:30～15:30(昼の部)・5日10:30～12:30(夜の部)に片岡市市民会館研修室にて開講を行います。ご希望の方は事前に申込ください。

② 避難所運営演習
2日間の演習を通して、避難生活の環境向上のためのスキルや被災者とのコミュニケーションの基礎などを学びます。

⑤ 1日目 令和5年10月14日(土)10:00～16:00
⑥ 2日目 令和5年10月15日(日)10:00～16:00

会場 太田郷コミュニティセンター
〒866-0825 熊本県八代市井上町601番地の1
※駐車場あり
研修室 室内履き、研修テキスト

この研修は、内閣府「避難生活支援・防災人材育成コンパス」の構築に向けたモデル研修として実施するものです。





八代市モデル研修の実施報告について

2 避難所運営演習の参加

1 日目

(1)開会等 10:00~10:30(30)	○開会挨拶 ○オリエンテーション ・研修実施の背景、期待される役割等
(2)講義・演習1 10:30~12:00(90)	○講義:多様な被災者の理解とその配慮 ・被災地・被災者への理解 ・災害時における要配慮者の立場例 ○演習:被災者の心情や状況の理解 ・被災者と支援者のやり取りを再現した動画を紹介し、紹介された被災者の心情、困りごとを話し合う ・グループで検討した内容を発表・共有
12:00~13:00(60)	休憩・昼食
(3)講義・演習2 13:00~15:40 (160)	○講義:避難所の課題と生活環境の整備 ・避難所に必要なスペースとその機能 ・一日の流れ、活動内容、運営する上での留意点 ・運営に関わる担い手の理解 ○演習:避難所の課題と生活環境の整備 ・情報コーナー/物資提供/食事スペース/寝床/洗濯物干しスペース、それぞれ避難所のスペースを再現 ・各スペースの巡回を行い、それぞれ「改善点」を話し合い、具体的な改善作業を行う ・各スペースの改善の発表と解説
(4)クロージング 15:40~16:00(20)	・受講者同士のふりかえりとアンケート記入 ・2日目のアナウンス、閉会挨拶

2 日目

(1)講義・演習1 10:00~12:00 (120)	○講義:対人コミュニケーション ・避難所におけるコミュニケーションの目的、基本 ○演習:対人コミュニケーション ・「被災者役」「リーダー/サポーター役」「観察者役」の3つの役となり、コミュニケーションの仕方を体験 ・グループでの演習結果を全体で発表・共有
12:00~13:00(60)	昼食・休憩
(2)講義・演習2 13:00~15:40 (160)	○講義:運営の担い手との連携・協働の必要性 ・課題・困りごとを解決するためのポイント ・被災者との情報共有、参加できる場づくり ○演習:運営の担い手との連携・協働の必要性 ・2日目午前中に検討した5つのケースについて、「被災者と一緒に取り組めること」「被災者以外の運営の担い手と一緒に取り組むこと」を話し合う ・グループで検討した内容を全体で発表・共有、解説
(3)クロージング 15:40~16:00(20)	・講師からのコメント ・名簿登録・修了証について ・受講者同士のふりかえりとアンケート記入 ・閉会挨拶





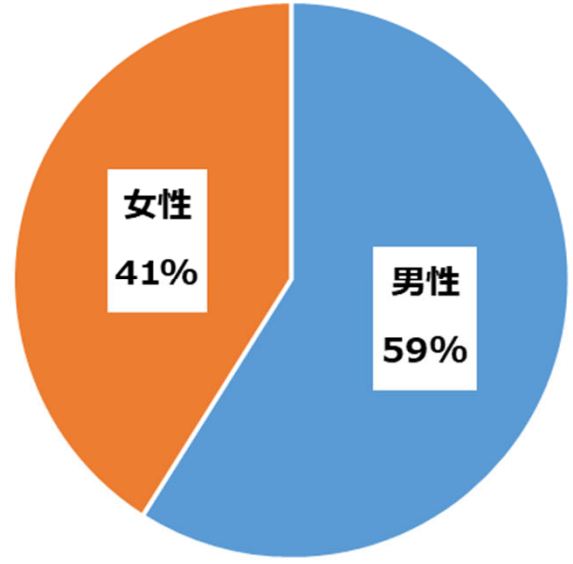
受講者数

受講者数 <small>※オブザーバー参加者を含まない</small> 39名	修了者数 <small>条件：1.5日以上の参加</small> 37名	名簿登録者数 <small>※名簿の登録に同意いただいた方（10/26時点）</small> 29名
---	--	--

※オブザーバー参加者：県内自治体市町職員（3名）、日本赤十字社（1名）、KVOAD（2名）

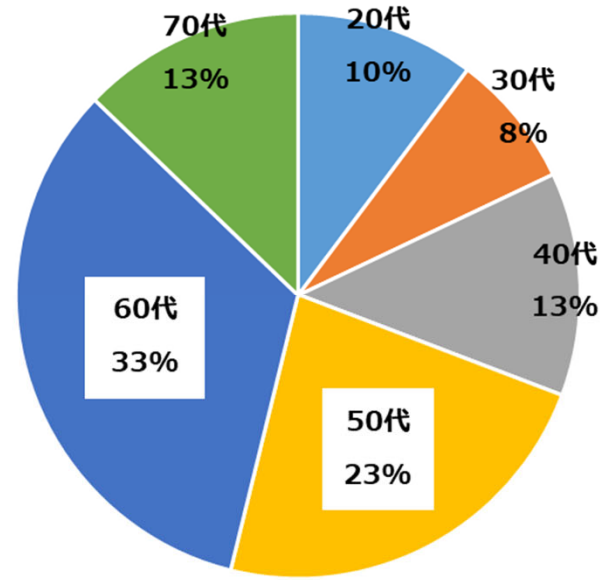
男女比

N = 39



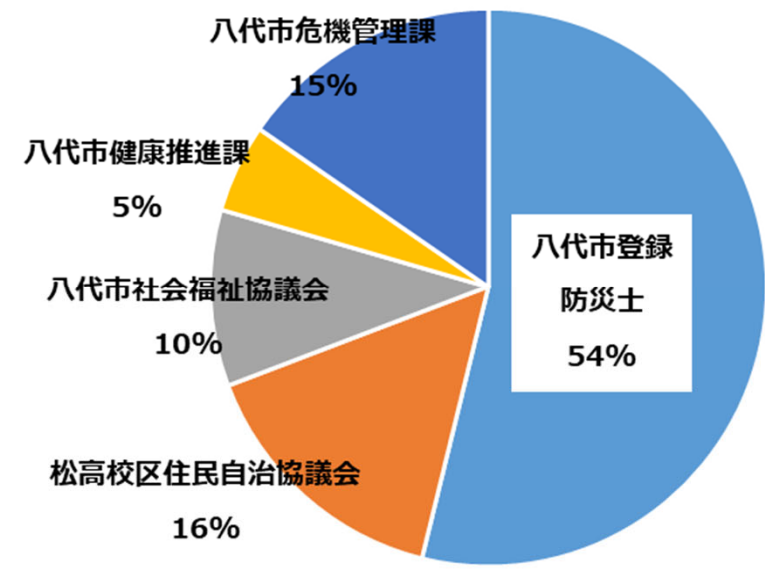
年齢層

N=39



属性

N=39

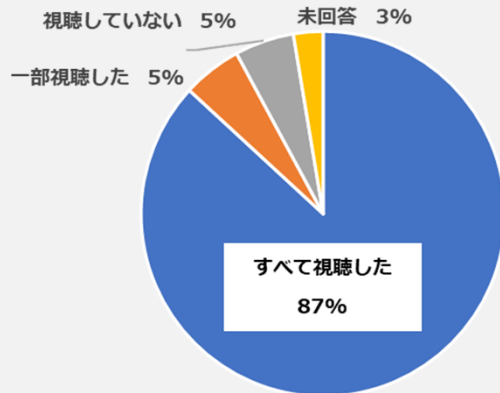


【属性補足】
 八代市登録防災士は、自治会役員・婦人会役員、市政協力員区長、地元NPO団体、地元企業、市消防団女性消防隊等、それぞれ団体へ所属や地域で活躍している。



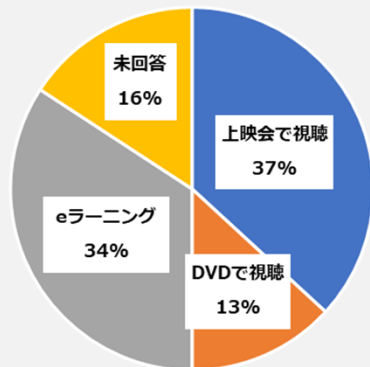
オンデマンド講座・アンケート結果

Q1 オンデマンド講座の受講状況についてお聞かせください



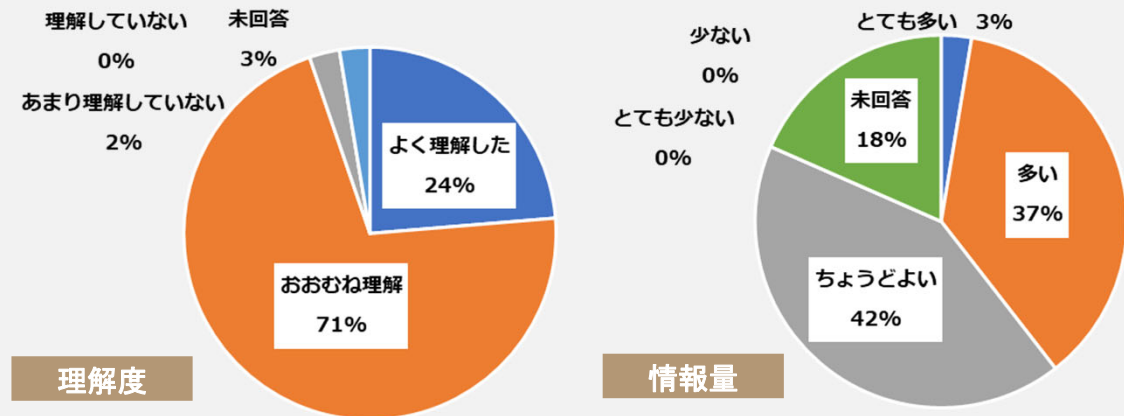
約9割がすべて視聴したと回答。ほとんどの人が事前に視聴している

Q2 オンデマンド講座の受講方法についてお聞かせください



4割は市で行われた上映会にて視聴している

Q3 オンデマンド講座の内容の理解度、情報量/長さについてお聞かせください

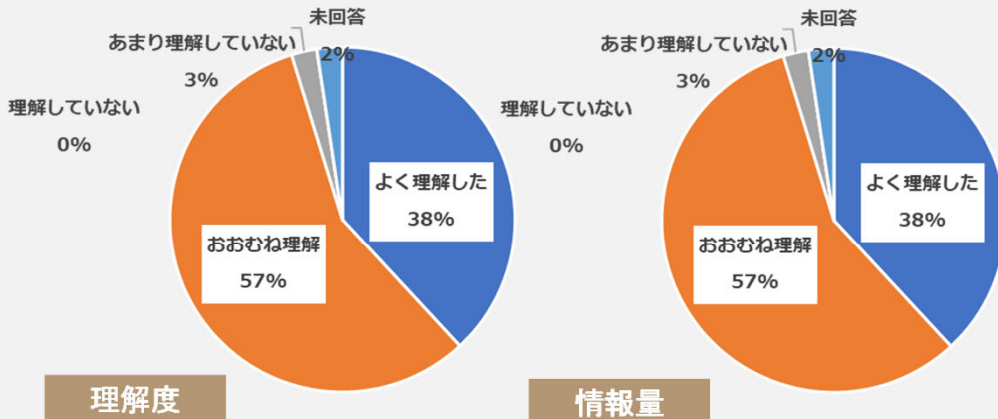


Q4 オンデマンド講座の印象に残った内容をお聞かせください

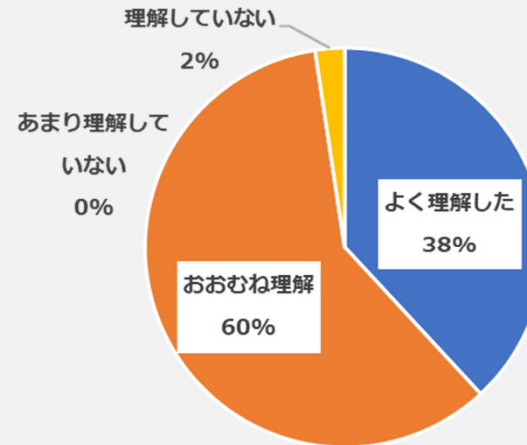
- 避難者も支援者もつい頑張り過ぎてしまう。心と体の健康を保つためにも適度な頑張りが必要。意識する事の大切さが解った
- 避難所における女性等への配慮がよく理解できた
- 避難者の心づかいと心配事を聞き出すことを最優先に考える
- 避難所は多種多様な不特定多数の人たちが訪れる。さまざまな事情を抱えて集まって来る
- 1つ1つが短く的確にまとめられていて、わかりやすい教材だった
- 講義7の中で、避難所を離れる方の支援で、仮設住宅等の移転先までの支援が必要とこのことがあり、一般支援者がそこまで対応できるのか疑問を持った
- 熊本地震で災害関連死の割合が他の大規模地震より多かったことをはじめて知った。避難が長期になることで今まで以上に被災者に寄り添い支援することが大切であることを学んだ
- 実際の被災地の運営や活動の後日談が参考になった

演習1日目・アンケート結果

Q1 1日目全体の内容の理解度、情報量についてお聞かせください

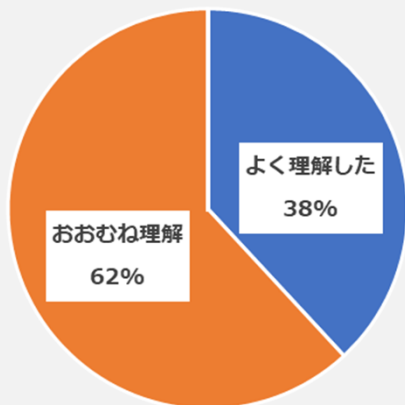


Q3 「演習1 被災者の心情や状況の理解」の満足度、印象に残ったことをお聞かせください



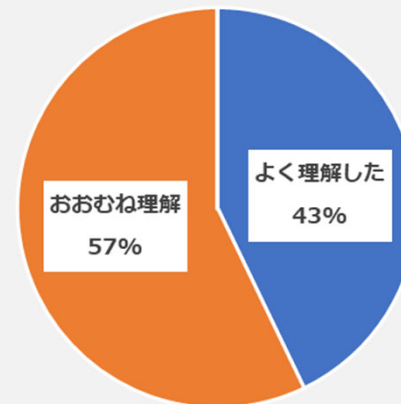
- 実際に映像を観て被災者の生活や困難さを垣間見るからこそ、必要なことや難しさを考える良いきっかけとなった
- 被災者の困りごとに気づく事は理解していても、難しいと思う。丁寧にやさしく対応出来たら良い。その為には、自分の心と体のバランスをきちんと保つ事が大事
- 「寄り添い」とはどういうことか、考えを深めることができた

Q2 「講義1 多様な被災者の理解とその配慮」の満足度、印象に残ったことをお聞かせください



- 多様性について、避難所という非日常、不特定多数が共同生活を送る場所だからこそ、そして緊急時だからこそより一層意識しなければならないことだと思った
- 被災者の状況が多様化する中で、配慮が大切であり、被災者の立場に寄り添い支援をすることが必要と感じた
- 理解と尊厳を持って、日常と変わらぬ対応が大切
- 阪神・淡路の動画。要支援者は人ごとではないので、自分の場合どうしたら良いか、考えさせられた

Q4 「講義・演習2 講義：避難所の課題と生活環境の整備」の満足度、印象に残ったことをお聞かせください

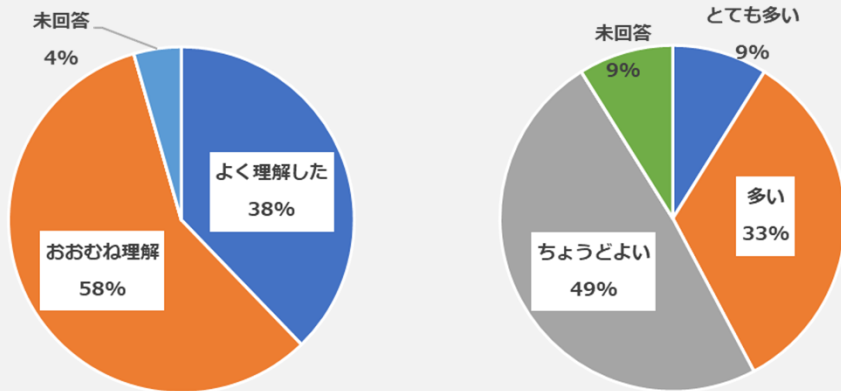


- 多様な考え方があること。その地域や人に応じたルール作りが必要なこと
- 避難所では、みんなで話し合いながら改善出来る。我慢する必要はなく出来る事はたくさんあると感じた
- それぞれの避難所としての中の役割が生活される方々に安心感と希望を与えられる環境づくりであることだと感じた
- 被災者の方の声を聞いて、一緒に考えていくことが大切と思った



演習2日目・アンケート結果

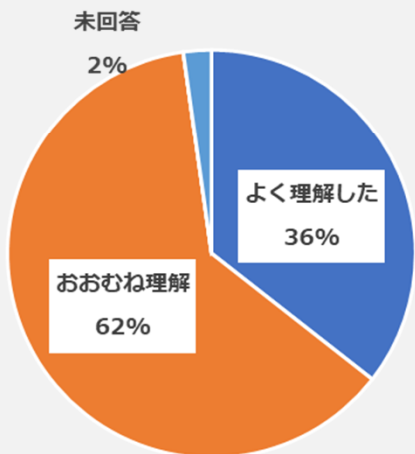
Q1 2日目全体の内容の理解度、情報量についてお聞かせください



理解度

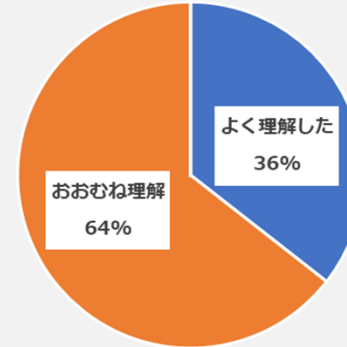
情報量

Q2 「講義・演習1 対人コミュニケーション」の満足度、印象に残ったことをお聞かせください



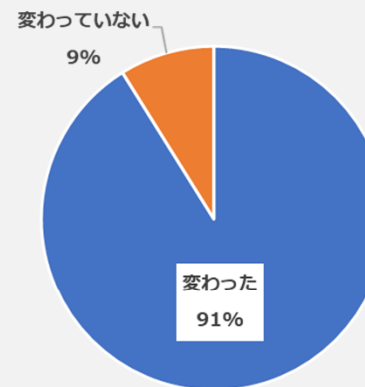
- 相手の人と向き合っていく上でどうやってリラックスした会話の展開ができるのが難しかった。聞くときにどのようなことについて気をつけたらいいのか分かった
- 相手の話を聞く傾聴の姿勢・視線においての相手の気持ちに寄り添う事の大切さを痛感した
- 同じことば(ワード)でも、違いがある。支援者の思い込み(考え)が被災者の思い(考え)ではない
- あいさつは、元気にとっていたが、気分がすぐれない方へのアプローチは、それなりに声かけする

Q3 「講義・演習2運営の担い手との連携・協働の必要性」の満足度、印象に残ったことをお聞かせください



- 問題点が多岐に渡る事、解決方法がひとつでない事、ひとりでは何も出来ない事
- 日頃から支援をお願いする方々とのつながりが必要だと思った
- 専門的な知識や経験が生きる場面もあると思うので日頃から(平時から)人とのつながりを大切にする

Q4 2日間の研修を受けて、避難運営の印象は変わりましたか

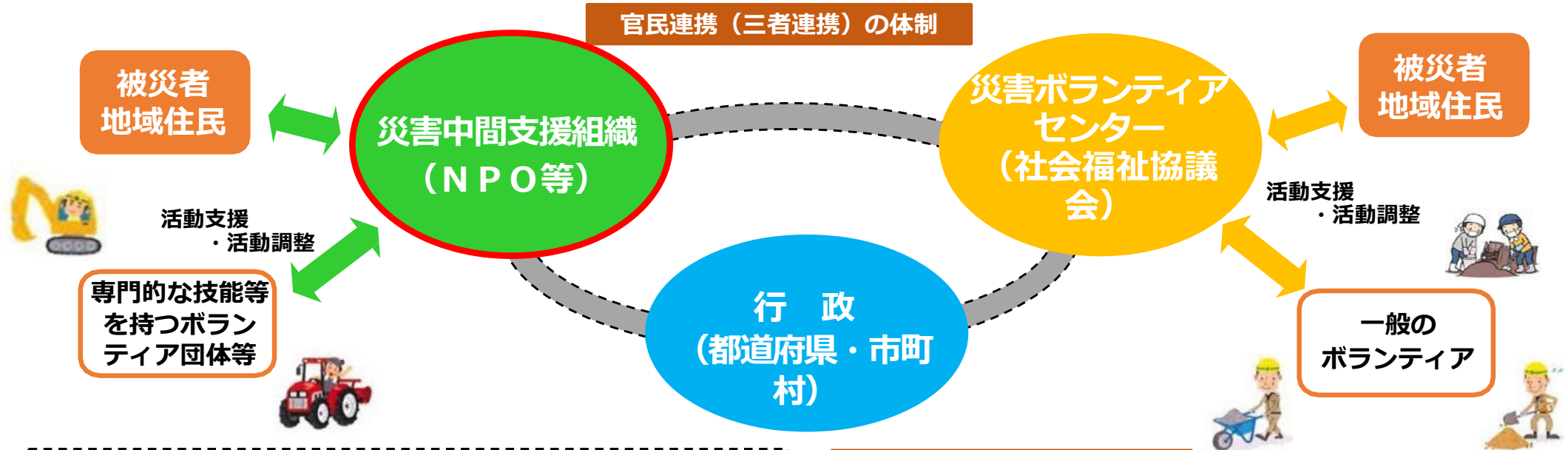


- 避難者に寄り添ったサポートが、いろいろあることに気付いた
- 住民と一緒に運営していくことが、あまりイメージができていなかったが、グループワークを通してその視点の必要性が理解できたと思う
- 目から入る情報だけで被災者さんのことを判断してはならず、背景や属性なども含めて、話の中から引き出す大切さが理解できた

Q5 今後、LSとして、どのような役割が担えそうですか

- 困っている方々への気づきをすばやく、発見、サポートをしたい
- まだまだ知らない事が多いけれど、相手の気持ちに寄り添う、話を聞いて貢献出来るようになりたい
- 困りごとを聴くこと。少しでも解決できる方策を考えること
- 行政職員としての経験もふまえ、役割があれば役割を決めず、何にでも協力したい

- 内閣府では、災害が激甚化・頻発化する中、官民連携による被災者支援の取組強化を図るため、**令和5年度から「災害中間支援組織」の設置・機能強化等を支援するための新たなモデル事業を開始**
- 「災害中間支援組織」の設置・機能強化等に関し、**必要な知見・ノウハウ等の把握・収集において参考となる8県を選定**し、JVOAD（全国域の災害中間支援組織）の協力も得ながら、各県でモデル事業を展開



平時：関係者と意見交換等を行うなど顔の見える関係を構築
 発災時：情報共有会議を開催するなど被害状況の把握、被災者支援の情報共有・活動調整等を実施

- 官民連携（三者連携）による被災者支援の充実・強化を図る上で、**NPO・ボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う「災害中間支援組織」の役割が重要**
- 現在、**19の都道府県**で災害中間支援組織が活動中（R5.4現在）
- 内閣府としては、**全ての都道府県に災害中間支援組織を設置すべく**、JVOAD（全国域の災害中間支援組織）とも連携し、**令和5年度から、災害中間支援組織の設置・機能強化等に向けたモデル事業を開始**

モデル事業（令和5年度）

モデル事業実施県 ○岩手県※ ○長野県※ ○愛知県 ○三重県※
 ○岡山県※ ○香川県 ○徳島県 ○佐賀県※ の8県

（注）「※」は、災害中間支援組織が活動している県

モデル事業の主な取組

- ・行政や民間団体等との官民連絡会の立上げ
- ・官民連携促進イベント（シンポジウム等の開催）
- ・行政・民間団体等との訓練
- ・自治体職員や地域住民に対する研修
- ・先進的な取組地域等への視察
- ・県内防災関係団体の現状調査（ほか）

目的：

地方自治体による避難所運営において、更なる平時の事前準備の充実化や、災害時の対応の円滑化を促すため、避難所の取組指針・ガイドライン等の改定の主旨、財政支援等について周知を図るとともに、近年の災害で被災した自治体における課題やその対応事例について共有する。

開催日時：令和5年7月5日（水）13：30～15：30

実施方法：Youtube によるライブ配信
(約650名視聴 ※ライブ配信当日)

対象者：都道府県及び市町村の職員
(主に防災、福祉等、避難所運営に係る部局)

内容

講義者

■ 開催あいさつ

内閣府
(防災担当)

■ 避難所の現状・課題について

内閣府
(防災担当)

■ 自治体の事例紹介

- ・マンホールトイレの整備と普及啓発活動
- ・発災時の食事支援について考える～佐賀県大町町取り組み事例～
- ・避難所における段ボールベッドとパーティションの活用について

宮城県東松島市
佐賀県大町町
熊本県人吉市

■ 災害から命と尊厳を守る避難所に向けて

鍵屋一
跡見学園
女子大学教授

■ その他情報提供

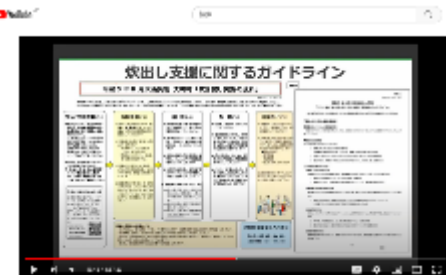
- ・クラウド型被災者支援システムについて

内閣府
(防災担当)

自治体の事例紹介：



マンホールトイレの整備と普及啓発活動
(宮城県東松島市)

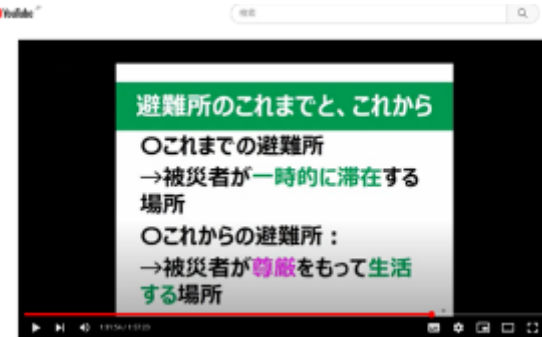


発災時の食事支援について考える
～佐賀県大町町取り組み事例～
(佐賀県大町町)



避難所における段ボールベッドとパーティションの活用について
(熊本県人吉市)

有識者による講演：



災害から命と尊厳を守る避難所に向けて
(鍵屋一 跡見学園女子大学教授)

○近年、災害が頻発化・激甚化する中、被災者一人ひとりに寄り添いながら、様々な関係者をつなぎ、継続的に支援を行う「災害ケースマネジメント」の促進が求められている。

○内閣府では、令和3年度に、自治体の取組事例集を作成し、令和4年度に、標準的手法をまとめた手引書を作成した。

○この手引書を活用して全国的な普及を図るため、災害ケースマネジメントに取り組むに当たって、事前に把握が必要な各自治体の平時による事前の準備状況等について調査を実施した。

目的・概要

【目的】

本調査は、被災経験の有無を問わず、災害ケースマネジメントのより一層の浸透を図るため、全国の市区町村とそれらを支援する都道府県を対象に、災害ケースマネジメントに係る認識や体制構築等の平時からの取組等についての実態調査及び事例の収集を目的に行ったもの。調査結果は、令和5年度以降の普及啓発のための基礎資料として活用する。

【概要】

調査方法：Web調査

調査期間：令和5年1月20日～3月24日

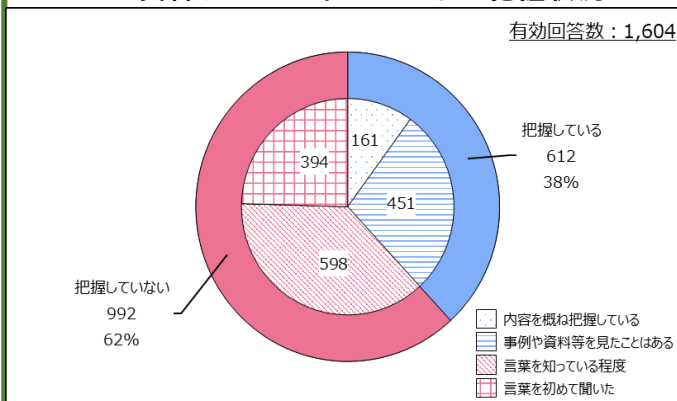
対象団体：47都道府県、1,741市区町村

回収数：都道府県47件（回収率：100%）

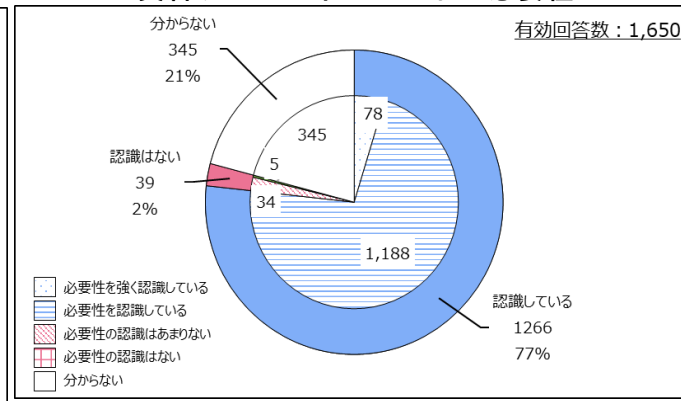
市区町村1,655件（回収率：95.1%）

主な調査結果

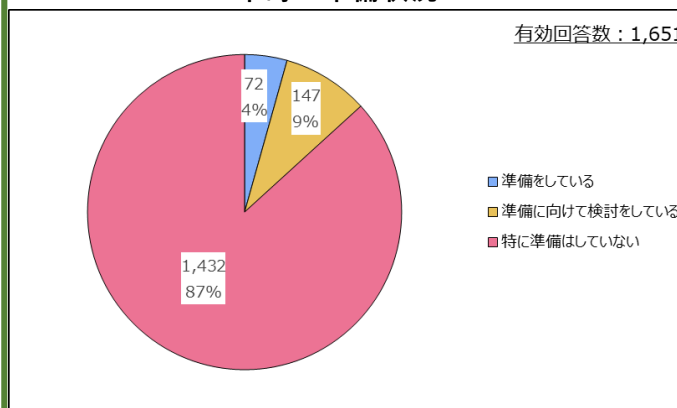
災害ケースマネジメントの把握状況



災害ケースマネジメントの必要性



平時の準備状況



平時の取組の準備ができていない要因

項目	回答数	構成比
財源不足	482	33.7%
マンパワー不足	1,090	76.1%
災害ケースマネジメントそのものの理解が優先	1,001	69.9%
必要性を感じていない	24	1.7%
その他	69	4.8%
計	1,432	

※複数回答可の設問のため、合計数は団体数を示す。

地方公共団体及び関係民間団体向け説明会

【目的】

災害ケースマネジメントに行政と協働して取り組む民間団体や関心のある市民を集め、それぞれの観点から取組を説明するとともに、意見交換を実施し、官民連携による取組のイメージを掴んでもらうほか、平時から顔の見える関係の構築、取組の実施の機運醸成を図る。

【対象として想定される方】

- 管内の市町村職員
- 社会福祉協議会、福祉関係職能団体その他福祉関係者
- 弁護士、建築士その他士業関係者
- NPO等（災害中間支援組織や専門NPOなど）
- その他地域の災害ケースマネジメントに関心のある市民、団体

※対象は、開催自治体と相談して決定

今後の実施予定団体

- 【11月13日】 静岡県
- 【12月19日】 岩手県、宮城県★、福島県
- 【12月25日】 愛知県★、岐阜県
- 【1月25日】 鳥取県
- 【1月下旬】 徳島県★、香川県、高知県

※ ★は合同説明会の会場設置自治体

【岡山県開催】

- 日時 令和5年8月21日
- 会場 岡山コンベンションセンター(オンライン配信あり)
- 参加者 93人(オンライン含む)
- プログラム【基調講演】菅野 拓氏(大阪公立大学)
- 【パネルディスカッション】「西日本豪雨やその後の災害経験を平時の体制づくりにどのように活かすか」
- ・佐賀 雅宏氏(倉敷市社会福祉協議会)
- ・中村 陽二氏(岡山県建築士協会)
- ・大山 知康氏(岡山県弁護士会)
- ・石原 達也氏(岡山NPOセンター)



👉 会場の様子

【福岡県開催】

- 日時 令和5年8月30日
- 会場 博多サンヒルズホテル(オンライン配信あり)
- 参加者 69人(オンライン含む)
- プログラム
- 【基調講演】「災害ケースマネジメントの重要性について」
- 津久井 進氏(日弁連・災害復興支援委員会委員)
- 【事例発表】「大牟田市地域支え合いセンターの取組」
- 彌永 恵理氏(大牟田市社会福祉協議会)



👉 会場の様子

【兵庫県・奈良県開催】

- 日時 令和5年10月26日
- 会場 兵庫県災害対策センター(オンライン配信あり)
- 参加者 95人(オンライン含む)
- プログラム
- 【基調講演】「災害ケースマネジメントの必要性」
- ・菅野 拓氏(大阪公立大学)
- 【リレートーク】「近年における災害ケースマネジメントの事例紹介」
- ・椿原 恵氏(倉敷市社会福祉協議会)
- ・津久井 進氏(日弁連・災害復興支援委員会委員)
- ・頼政 良太氏(被災地NGO協働センター代表)



👉 会場の様子

避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会の設置について

- 近年、個々の事情により避難所以外に避難する被災者の増加や被災者の支援を担う行政職員の減少、避難所や在宅避難者の支援に取り組む民間団体の増加等、避難生活を取り巻く環境が大きく変化している。
- 昨年から開催されている「被災者支援のあり方検討会」においても避難生活に係る課題について指摘があったところ。
- 避難生活をめぐる環境の変化に対応した支援の実務的な実施方策について議論を行うため、自治体職員等、支援の実務に精通した者による「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。
 ※検討会では、「被災者支援のあり方検討会」に経過の報告を行いながら、議論を進める。

主な検討事項

- 避難所以外に避難する被災者に関する考え方の整理
 - ・場所（避難所）から人（被災者）の支援への転換の必要性について
 - ・官民が連携した被災者支援の実施について
- 被災者の状況の把握
 - ・被災者の状況把握を行うための体制について
 - ・要配慮者への対応等、状況把握のための留意点について
- 避難所以外の支援拠点
 - ・避難所以外の支援拠点の必要性や位置づけについて
 - ・支援拠点に求められる具体的な機能について
- 車中泊避難者への支援
 - ・車中泊避難の位置づけや健康上の観点から留意すべき事項について
 - ・車中泊避難の実施場所に求められる具体的な機能について等

委員

- ・被災経験のある自治体や避難所以外に避難する被災者の支援の取組を有する自治体の職員等を中心に、実務経験を有する有識者、医療・福祉関係者を加えて検討会の委員とする。

【委員】

- ・都道府県（3団体）
- ・市町村（4団体）
- ・学識経験者（2名）
- ・医療・福祉関係者（2名）
- ・NPO等（1名）

※詳細は別紙

【オブザーバー】

- ・内閣府男女局
- ・消防庁
- ・厚生労働省
- ・国土交通省

検討スケジュール

第1回：令和5年8月1日（火）

以降、月1回程度開催し、令和5年度内にとりまとめ

避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会
委員名簿

有吉 恭子	吹田市総務部危機管理室 室長
齋藤 浩司	三鷹市総務部 危機管理担当部長
座長 阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
菅野 拓	大阪公立大学大学院文学研究科 准教授
鈴木 伸明	群馬県社会福祉協議会災害福祉支援セン ター センター長
田崎 素子	新潟県防災局防災企画課 参事
永野 裕二	倉敷市総務局防災危機管理室 参事 兼 防災推進課 課長
中原 優江	徳島県危機管理環境部危機管理政策課 副課長
丸山 嘉一	日本赤十字社・災害医療統括監、 日本赤十字社医療センター・国内/国際医 療救援部長
明城 徹也	全国災害ボランティア支援団体ネットワー ク (JVOAD) 事務局長
八巻 舞子	丸森町復興対策室 室長補佐
吉原 繁	熊本県健康福祉部健康福祉政策課 地域支え合い支援室 室長

(敬称略、五十音順)

【オブザーバー】

内閣府男女共同参画局総務課

消防庁国民保護・防災部防災課

厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

国土交通省住宅局住宅企画官

検討スケジュール



- 検討会は、令和5年8月以降、月に1回程度開催し、年度内を目途にとりまとめを行う。
- 第2回～第4回で個別の論点について議論を行い、第5回を目途に論点の中間整理を行う。
- 検討会において、自治体や民間団体からのヒアリング等を実施することも検討する。
- 検討の状況は、「被災者支援のあり方検討会」に報告する。

スケジュール

令和5年	8月1日（火） 第1回（対面）	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討会の設置について ● 避難生活に係る現状と取組について ● 検討に当たっての主な論点と検討スケジュールについて
	9月6日（水） 第2回（対面）	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所以外に避難する被災者への支援に関する考え方の整理
	10月6日（金） 第3回（オンライン）	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の状況の把握 ● 避難所以外の支援拠点
	10月25日（水） 第4回（オンライン）	<ul style="list-style-type: none"> ● 車中泊避難者への支援 ● 平時からの取組
	11月22日（水） 第5回（対面）	<p>論点の中間整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第6回以降の進め方について
	12月22日（金） 第6回（オンライン）	<p>< 論点の中間整理を踏まえた議論 ></p>
令和6年	1月18日（水） 第7回（オンライン）	
	2月14日（水） 第8回（対面）	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討会とりまとめ骨子（案）
	3月13日（水） 第9回（対面）	<p>検討会とりまとめ（案）</p>

避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会

(第1回～第4回)における主な意見

第1回

(1) 避難生活に係る現状と取組について

- どこまで支援が必要なのか、目指すべき状況を決めておくことが必要。また、「在宅避難」、「避難所外避難」といった用語や、支援の対象者の範囲について整理が必要ではないか。
- 避難所外避難者への支援について、公助には限界があり、自助・共助、とりわけ地域との連携が重要ではないか。
- 状況把握、支援の体制構築が重要であるが、その際、平時にその分野に携わる方に対応をしてもらうことや支援拠点を地域の住民で運営すること、地域の人に災害時の「役割」を付与するという視点が必要ではないか。
- 車中泊は必ず相当数発生するという認識で対応を検討することが重要であり、例えば、車中泊の場所をあらかじめ指定することなど、制度的な位置づけも検討することが必要ではないか。
- 被災者の情報について、部局ごとに様々な情報を把握しているが、その情報をどこで統合して、誰まで共有するのか、また、その支援体制をどうするか、明確化することが必要ではないか。
- 平時の仕組みをそのまま災害時にも活用できるような仕組みづくりや災害時の動きを検討することや訓練、マニュアル作成を進める過程でのプロセスマネジメントが必要ではないか。

第2回

(1) 場所(避難所)から人(被災者)への支援の転換の必要性及び避難所以外の場所での位置づけについて

- 在宅避難者や車中泊避難者支援のミニマムスタンダードについて検討した上で、官からの支援として何をするのかについて整理し、官民の役割を明確にすることが必要ではないか。
- アセスメントとアウトリーチについて、地域で担ってもらう団体を確認しておき、不足する場合には外のネットワークを通じて補填するなど外部からの応援を前提にすることが必要ではないか。
- 災害時の財源や資源は公助と考えるべきだが、公助といっても、全てを行政職員が担うわけではなく、調整は行政の役割であるが、NPOや社協と協働して行うなど、民間との連携が必要ではないか。
- 避難所とは別の拠点も、在宅の被災者には必要ではないか。こうした拠点も災害救助法の対象とすることが場所から人への支援の転換には必要ではないか。
- アセスメントは訪問だけでなく電話やICTなどで遠隔で行うことが非常に大事なが、普段から行政側ではそういった訓練を受けているわけでもないため、被災地

や被災地外から応援に入ることも含めて、民間組織と連携して実施していくことが望ましいのではないかと。

- 各主体が情報を収集し、共有することは重要であるが、発災時に、自治体が情報の収集から入力までを行うことは難しいため、被災者からの情報発信も受けられるシステムを標準化してどこでも使える状況にしておくことが重要ではないか。

(2) 官民が連携した被災者支援の実施について

- 地域の共助力を高めるとともに、市民に避難所開設・運営や災害時の生活支援拠点の運営を共有の取組として担ってもらうことが必要ではないか。
- 行政が行うところと民間団体が得意としているところの考え方は、平時は誰が担っているのかというのが分かりやすいのではないかと。特に行政が行うべきところは、財政支援や平時からの関係組織の把握、調整枠組みの設定である。
- どこまでの情報を誰に共有するという取り決めが大事であり、それこそが行政の役割ではないか。災害対応は情報戦であり、今の状況がどうなっているか、何が足りないのか、何をしなくてはいけないか、地域では何が使えて、使えないのならどこから借りなくてはいけないかを調整することが必要ではないか。
- 情報把握について、アセスメントの在り方を共通させる必要があり、それに関わる人材を育成していくことも必要ではないか。
- 民間の団体が入ってくる場合、行政担当者の心配ごとは、この団体が信用できるのかということが一番大きいため、他の市町村で災害が起きた時、自治体にメールや電話でこういった団体は大丈夫ですよとアナログ的に事前に連絡していくのではなく、法的なものや登録制度のようなものが上手く活用できれば、被災した自治体も簡便に支援できるのではないかと。
- 災害時に必ず動く団体をあらかじめ紹介するのは可能であるが、災害が起きるとボランティアやNPOは自発的に動くことが一つ特徴でもあり、また新たに団体をつくって活動するということが必ず生じるので、情報共有会議で随時共有している。
- 地域の団体、NPO、社協、DWATなどの関係組織の活動内容など、分散している情報の集約・統合する方法をICTの活用を含め検討していくことが必要ではないか。

(3) 災害ケースマネジメントとの関係及び避難生活を送る場所によらない避難者の情報管理について

- 避難所運営段階の早い時期から災害ケースマネジメントを実施することが、適切な支援策の活用や課題解決につながって、早期の生活再建の近道となるのではないかと。
- 個別のアセスメントが災害ケースマネジメントの第一歩になるが、平時の情報と突合していく中で、即座に解決できるものもあれば中長期に考えないといけないケースもある。その中で、情報が重複せずに1つのカルテみたいなものにまとめていくという仕組みが大事ではないか。
- 厚生労働省の重層的支援体制整備事業の中で被災者支援体制の構築を進めることによって、平時から被災があったときの体制づくりができるのではないかと。

第3回

(1) 在宅避難者・車中泊避難者の状況把握について

- 情報収集については、保健師や福祉事業者、自主防災組織など様々な主体が行っており、主体間の情報連携が重要ではないか。
- 状況把握に当たっては、生活保護の方や難病の方、外国籍の方など配慮を要するが把握が難しい方々があり、こうした方々の情報をどう把握していくかが重要。また、要配慮者以外の方の状況把握が確実に行われるようにすることが必要ではないか。
- 状況把握のためには、公助としてのアウトリーチの体制整備と自治会や自主防災組織の自助・共助の取組を両輪で進めることが必要ではないか。
- 情報収集のためのアセスメント票は平時から標準化を進めるとともに、発災時に自治体が情報の収集から入力までを円滑に行う上で ICT やシステムの活用が必要ではないか。

(2) 避難所以外の支援拠点のあり方について

- 支援拠点は、事前に指定し計画的に設置するものと災害後に適宜設置していくものの両輪での運用が必要であり、規模についても、地域の自治会単位くらいで物資支援を中心とする小規模なものと、相談窓口や罹災証明申請窓口を有し、地域の交流拠点となるような広域的なもの両方考えられる。
- 支援拠点での支援内容は、スフィア基準も踏まえ、物資や食料、水、情報の提供などが考えられる。
- 支援拠点の運営は、地域住民や外部支援で行うのが一つのスタイルなりうるが、行政も連携体制の構築や財政面からバックアップをすることが必要ではないか。
- 支援拠点の開設期間は、ライフラインや物流の復旧、応急修理制度の受付終了を目安とするなど、避難所の閉所とは必ずしも連動しないのではないか。
- 支援拠点として活用できる施設としては行政施設に限られず、地域の色々な人が集まり情報が把握しやすい交流の場であるということが重要ではないか。

第4回

(1) 車中泊避難者への支援について

- 原則として長期の車中泊は推奨できないが、災害のたびに一定数車中泊の方が出るといのは、解消できないため、車中泊の方がいる前提で支援を考えることが必要ではないか。
- 車中泊避難所の情報把握については、誰が車中泊の方の把握をしていくのかということ事前に検討しておくことも必要であり、車中泊避難所への支援については、誰がどういった支援をするのかということを決めておくことが必要ではないか。
- 車中泊避難場所に、避難ステーションのような、在宅の方が物資を取りに来る場所があれば、そこで注意喚起をしたり、情報を集約することもできるのではないか。

- 車中泊をする際、エコノミークラス症候群にならない車内環境をどのように整えるのかについて周知が必要であり、支援者側も正しい知見を身に付けておくことが必要ではないか。
- 被災者の情報が分散してしまうことも考えて、ICTを活用して被災者が情報を発信できる仕掛けを費用対効果が高いものとして検討していくことが重要である。
- 車中泊での課題の一つが季節性であり、例えば冬に雪で閉じ込められてしまったケースと、逆に夏の暑いときに車中泊をするケースでは考慮することも異なるため、季節性も加味したガイドラインが必要ではないか。

(2) 平時からの取組について

- 避難者の支援はいろいろな人が一緒に行うものであるが、どう連携・協働するのかということは課題になるため、訓練などを中心に進める上でのモデルを国や都道府県が示していくことが必要ではないか。
- 包括的な支援においては、様々な人がどう連携・協働していくのが重要なテーマであり、仕組みとコストを議論していくことが必要ではないか。災害時のもう一つ大事な特徴はバックアップをしなければならない点であり、応援を前提とした支援のあり方を標準化していくべきではないか。
- 健康・暮らしを守るところにつなげていくためには、県や医療機関、社会福祉協議会等の様々な団体の協力のもとに、普段から訓練を行い、顔の見える関係を作ることが必要ではないか。
- 被災地の行政職員は、突然被災者になるにもかかわらず、経験したことのない業務を行いながら、日常業務も継続しなければならず、支援は長丁場となって、体は疲れ、心が傷つくという状況になるため、地域に対しては、余計な仕事は増やさず、被災地ファーストで共通の業務は肩代わりできるものは外の人にどんどん任せて、被災地の行政職員には地域ならではの業務に専念してもらおうといった「Do No Harm」の考え方が基本になるのではないか。

被災者支援のあり方検討会

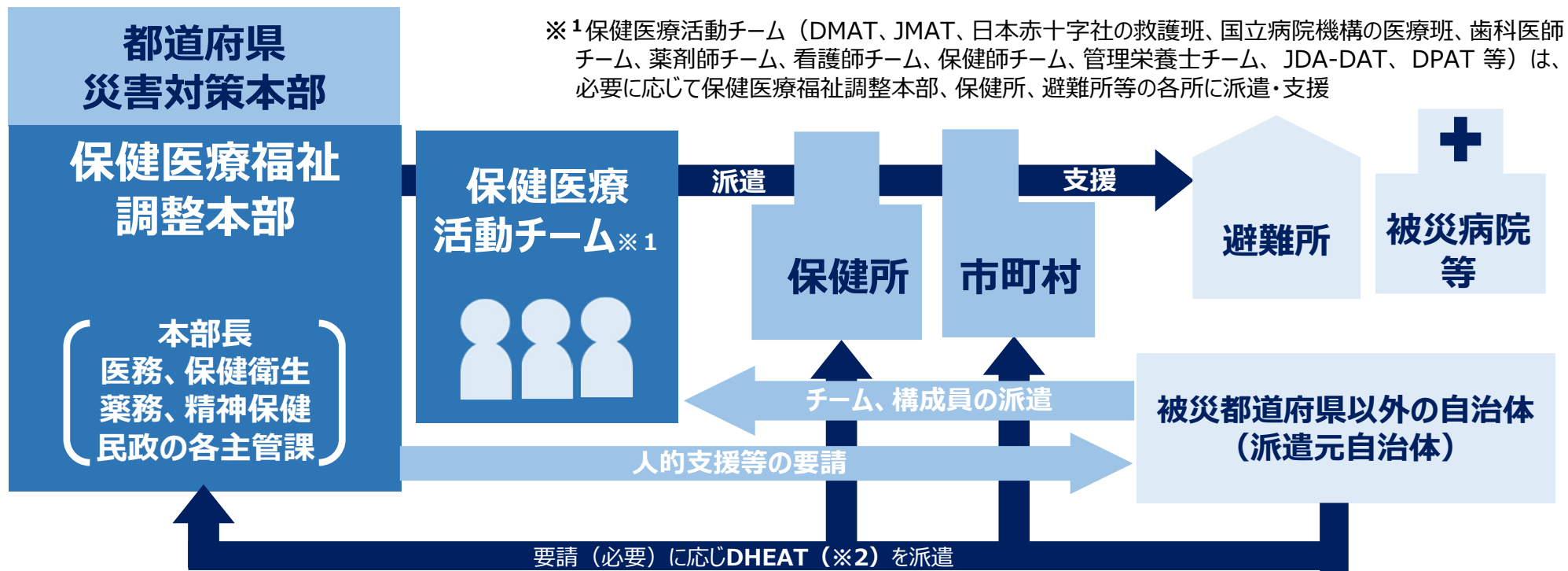
令和5年11月14日(火)

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

災害時の医療・保健・福祉に関する横断的な支援のための情報収集体制

現状

- 災害時に、医療・保健・福祉の横断的な支援を行うため、都道府県は、災害対策本部の下に、「**保健医療福祉調整本部**」(※)を設置することとなっている。
 - ※ ①情報連携、②情報の整理及び分析等、③総合調整、④保健医療活動チームの派遣調整を一元的に実施。
- 保健所や保健、医療、福祉担当部署は、被災状況等を収集し、「保健医療福祉調整本部」に集約する。医療機関、福祉施設、保健所の被災状況等については、個別システムにより情報収集。



※²DHEAT：災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team）

都道府県等の職員を中心に、公衆衛生医師、保健師、業務調整員（ロジスティクス）、薬剤師、獣医師、管理栄養士、公認心理師、精神保健福祉士や臨床心理技術者等を含めて、1班あたり5名程度で構成し、被災地の公衆衛生に関する情報の収集・分析を行い、情報共有、方針決定、被災自治体の連絡調整等のマネジメント機能を支援、外部支援チームの有効活用、適正配分を行う。

災害時における保健医療福祉関係情報の現状と課題

■ 災害時の情報収集のための個別システム（主なもの）

分類	主な収集情報
医療（EMIS）	○施設の被害状況 ○ライフラインの状況（電気・水道・ガス等） ○火災・浸水の有無 ○DMAT（※）の活動状況 など
福祉関係（介護・障害） 災害時情報共有システム	○施設の被害状況 ○ライフラインの状況（電気・水道・ガス等） ○物資の状況（食料・飲料水等） ○支援の要否 ○避難または開所の有無 など
保健所現状報告システム	○施設の被害状況 ○ライフラインの状況（電気・水道・ガス等） ○物資の状況（食料・飲料水等） など

※DMATについて

・DMAT
（災害時派遣医療チーム）

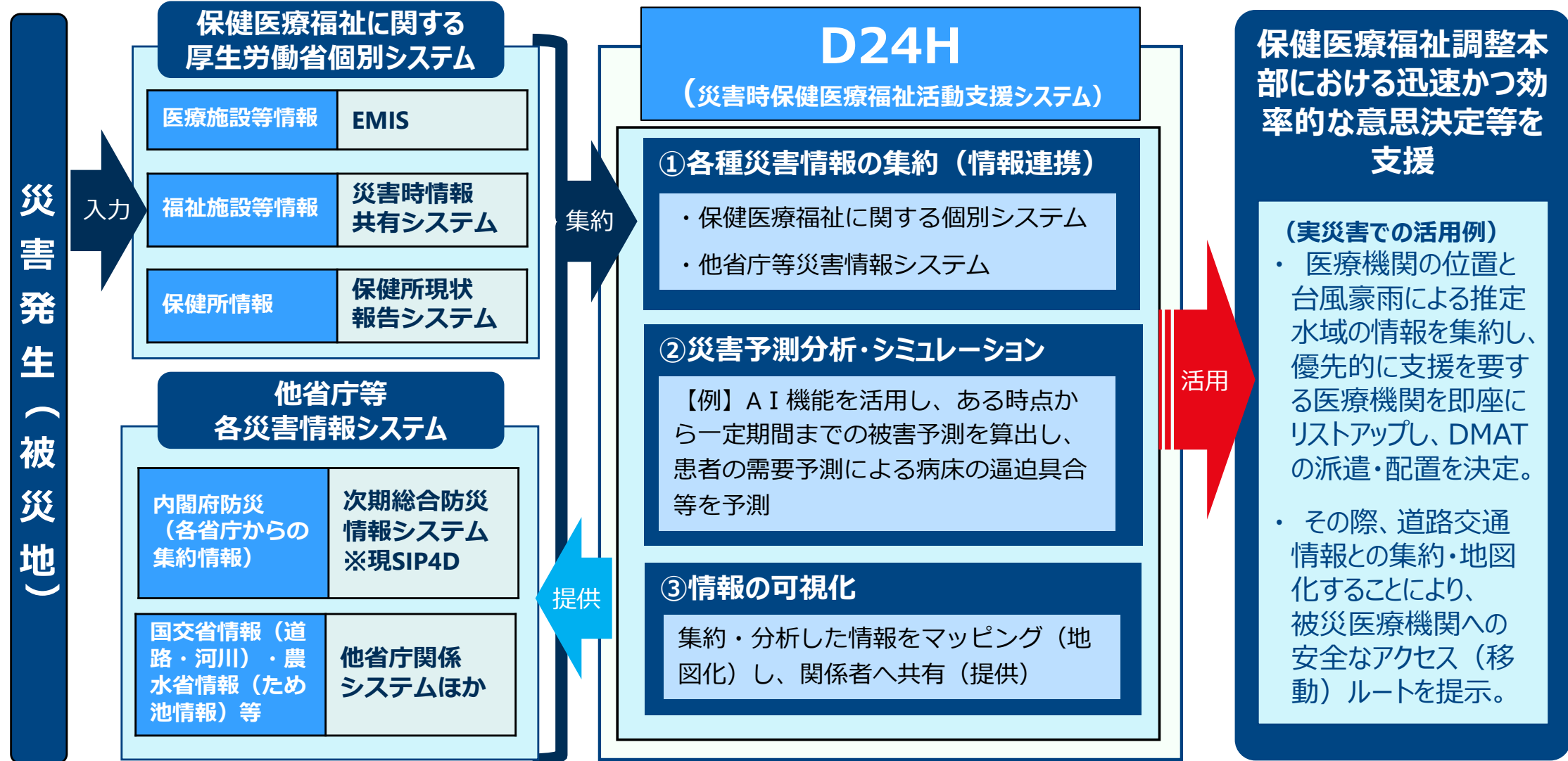
：大地震等の災害時や新興感染症等のまん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守ることを目的とした、厚生労働省が認めた専門的な研修・訓練を受けた医療チーム

■ 課題

- 「保健医療福祉調整本部」での情報集約は、担当部署が個別システムから収集した情報を手作業で整理する必要があり、時間と手間がかかる。
- 道路、気象等など、支援の調整に必要な情報を別の部署から入手する必要があり、全体の状況把握に時間がかかる。

災害時保健福祉医療活動支援システム（D24H）による災害時の支援（全体図）

- 災害における保健・医療・福祉に関する個別システムと情報連携し、保健・医療・福祉に関する情報の自動的な集約が可能。
 - 他省庁システムと情報連携し、浸水域・道路啓開情報等の災害情報の自動的な集約が可能。
 - 次期総合防災情報システム（令和6年度稼働予定）とも情報連携。
 - 収集した情報を分析するとともに、これらの情報を一元的に地図上で可視化可能。
- ⇒ 「保健医療福祉調整本部」における迅速かつ効率的な意思決定などを支援



災害時の医療・保健・福祉に関する横断的な支援体制の構築に係る経費【再掲】

令和6年度概算要求額 49百万円（うちデジタル庁計上：45.6百万円、厚生労働省計上：3.6百万円）（新規）

1 事業の目的

- ・災害時の医療・保健・福祉等に関する情報を統合し、災害に関する情報を必要な関係者に迅速に提供することにより、災害対応関係者（国、自治体等）の災害対応等に関する意思決定を支援。
- ・内閣府では、次期総合防災情報システム（SIP4Dの後継）を、D24Hとの自動連携を前提として構築し、令和6年度から運用を行うこととしている。

2 事業の概要

- ・災害時保健医療福祉活動支援システム（通称：D24H）のシステム運用（管理・保守・ヘルプデスク等対応）
⇒実災害対応、自治体・各種災害支援チーム（DMAT、DPAT、DHEAT、DWAT等）での訓練の実施
- ・D24Hのシステム内容に係る自治体向け説明

実施主体：国

3 事業スキーム・実施主体等

